

議案第24号

平成29年度東京都東村山市下水道事業特別会計予算

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成29年2月23日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

平成29年度東京都東村山市下水道事業特別会計予算

平成29年度東京都東村山市下水道事業特別会計予算は、別紙に定めるところにより議決を得たい。

平成29年度東京都東村山市下水道事業特別会計予算

平成29年度東京都東村山市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,149,747千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、622,400千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月23日提出

東京都東村山市長
渡 部 尚

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		8,001
	1 下水道受益者負担金	8,001
2 使用料及び手数料		2,023,179
	1 使用料	2,023,179
3 国庫支出金		33,368
	1 国庫補助金	33,368
4 都支出金		1,642
	1 都補助金	1,642
7 繰入金		1,071,319
	1 一般会計繰入金	1,071,319
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		1,637
	1 延滞金	1
	4 受託収入	1,361
	5 雑入	275
10 市債		1,010,600
	1 市債	1,010,600
歳 入 合 計		4,149,747

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,176,544
	1 総務管理費	398,661
	2 維持管理費	777,883
2 事業費		473,998
	1 建設総務費	2,725
	2 下水道建設費	371,668
	3 流域下水道建設費	99,605
3 公債費		2,498,403
	1 公債費	2,498,403
4 諸支出金		2
	1 基金費	1
	2 繰出金	1
5 予備費		800
	1 予備費	800
歳 出 合 計		4,149,747

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
固定資産台帳整備 等委託業務	平成30年度 ～ 平成31年度	28,149 千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 公共下水道事業	千円 211,900	証書借入 又は 証券発行	5.0 以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	借入れのときより据置を含 み40年以内に償還する。 ただし、融通条件または財 政その他の都合により据置 期間または償還期間を短縮 し、もしくは繰上償還また は低利に借り換えすること ができる。
2 流域下水道事業	98,700			
3 資本費平準化	700,000			